



2026年5月11日

各位

会社名 株式会社神戸製鋼所
代表者名 代表取締役社長 勝川 四志彦
(コード番号：5406 東証プライム)
問合せ先 総務・CSR部長 佐々木 憲政
(TEL. 03-5739-6010)

会社名 神鋼鋼線工業株式会社
代表者名 代表取締役社長 北山 修二
(コード番号：5660 東証スタンダード)
問合せ先 取締役常務執行役員 吉田 裕彦
(TEL. 06-6411-1051)

株式会社神戸製鋼所による神鋼鋼線工業株式会社の完全子会社化に関する 株式交換契約締結（簡易株式交換）のお知らせ

株式会社神戸製鋼所（以下「神戸製鋼所」といいます。）及び神鋼鋼線工業株式会社（以下「神鋼鋼線工業」といいます。）は、本日開催の両社の取締役会決議により、神戸製鋼所を株式交換完全親会社とし、神鋼鋼線工業を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことを決定し、本日、両社間で株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）を締結しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本株式交換は、神戸製鋼所においては、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第796条第2項の規定に基づき、株主総会の決議による承認を必要としない簡易株式交換の手続きにより、また、神鋼鋼線工業においては、2026年6月26日開催予定の定時株主総会決議による本株式交換契約の承認を得たうえで、2026年9月1日を効力発生日として行われる予定です。

また、本株式交換の効力発生日（2026年9月1日予定）に先立ち、神鋼鋼線工業の普通株式（以下「神鋼鋼線工業株式」といいます。）は、2026年8月28日に株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）スタンダード市場において上場廃止（最終売買日は2026年8月27日）となる予定です。

記

1. 本株式交換の目的

神戸製鋼所は、1905年9月に合名会社鈴木商店が小林製鋼所を買収、神戸製鋼所として改称したことを発祥とし、1911年6月に合名会社鈴木商店から分離、株式会社神戸製鋼所として設立されました。KOBELCOグループ（神戸製鋼所を中核企業とした企業グループをいいます。以下同じです。）は、2026年3月31日現在、神戸製鋼所及び子会社188社、関連会社44社から構成されており、鉄鋼アルミ事業、素形材事業、溶接事業、機械事業、エンジニアリング事業、建設機械事業、電力事業及びその他の事業を営んでいます。

KOBELCOグループは、鋳鍛鋼メーカーとしてスタートし、機械事業、鉄鋼の圧延、銅、エンジニアリング、建設機械、アルミ、溶接とその事業を徐々に広げてきました。120年を超える歴史の中で、社会のニーズに応え、選択と拡大を進めてきた結果、現在、鉄鋼アルミ、素形材、溶接からなる「素材系事業」、機械、エンジニアリング、建設機械からなる「機械系事業」、そして「電力事業」の3つの事業領域で事業を展開しています。

KOBELCOグループが提供する製品・サービスは、輸送機、電機、建設・土木、産業機械、社会インフラ等あらゆる産業の基礎資材となっています。KOBELCOグループは、独自の技術をもとにした代替困難な素材や部材、省エネルギーや環境に配慮した様々な機械製品やエンジニアリング技術等、KOBELCOグループ独自の多彩な製

品群を幅広いお客様に供給することで、競争優位性を生み出しています。また、電力事業では、極めて重要な社会的インフラである電力の供給という公共性の高いサービスを提供しており、KOBELCO グループは社会的にも大きな責任を担っているものと考えています。

一方、神鋼鋼線工業は、1954年3月に神戸製鋼所における線材二次製品事業の分離に伴い、同社尼崎工場を母体として神鋼鋼線鋼索株式会社が設立され、1971年4月に株式会社朝日製綱所との合併に伴い、現在の神鋼鋼線工業株式会社へ商号変更しました。1993年3月には東京証券取引所市場第二部に株式を上場し、その後、2022年4月の東京証券取引所の市場区分の見直しに伴い、現在は東京証券取引所スタンダード市場に株式を上場しております。

2026年3月31日現在、神鋼鋼線工業グループは、神鋼鋼線工業、子会社8社及び関連会社1社で構成されております（以下、神鋼鋼線工業並びにその子会社及び関連会社を総称して「神鋼鋼線工業グループ」といいます。）。神鋼鋼線工業グループは、主として、①PC（プレストレストコンクリート）鋼線、ばね用鋼線、ステンレス鋼線等の製造・販売を行う「特殊鋼線関連事業」、②ワイヤロープ等の製造・販売を行う「鋼索関連事業」、③橋梁用ケーブル部材や架設・緊張用部材等の製造・販売を行う「エンジニアリング関連事業」の3つの事業セグメントを中心に事業活動を展開しております。

神鋼鋼線工業は、昨今、線材二次製品を取り巻く事業環境について、国内では少子高齢化や人口減少を背景とした中長期的な構造変化が進展していると認識しております。主な需要先である公共事業分野においては、新設需要が減少する一方で維持更新需要が拡大しており、また、自動車関連分野においては、EV（電気自動車）化の進展に伴う部品構成の変化に加え、景気動向や地政学的リスクの影響等により需要の変動が生じていると認識しております。さらに、海外メーカーによる鋼線・ワイヤロープ製品市場への低価格製品の投入等を背景として、当該事業を取り巻く競争環境にも変化が生じているものと認識しております。

このような事業環境の下、社会インフラ関連分野においては、老朽化した橋梁等の更新を含む防災・減災対応需要の高まり等を背景として、公共事業分野向けPC鋼材やワイヤロープ、橋梁ケーブル関連製品を含むエンジニアリング関連事業全般において、持続的な事業拡大機会が見込まれており、今後もインフラ整備及び維持更新領域を中心に、安定的な事業成長が期待されると考えております。

また、高い耐久性や機能性が求められる用途向けの高付加価値製品については、海外市場においても一定の需要が見込まれており、当該事業領域における海外展開の拡大は、神鋼鋼線工業グループにとって重要な成長機会の一つであると認識しております。

こうした事業環境認識を踏まえ、神鋼鋼線工業は、2024年度から2026年度を対象とする中期経営計画「Next Innovation 2026」（以下「中期経営計画」といいます。）を策定し、「環境変化に適応し、持続的に成長できる企業基盤の構築」を基本方針として掲げております。中期経営計画においては、収益力の向上及び投下資本効率の改善を図るとともに、安定的な収益基盤の確立と社会課題の解決に資する事業成長の両立を図ることとしております。具体的には、特殊鋼線関連事業及び鋼索関連事業において、原材料費及び人件費等の諸コストの上昇を踏まえた価格転嫁の推進や生産性向上等による収益改善に取り組むとともに、高付加価値製品の販売拡大や輸出案件の拡大等を通じて競争力の強化を図る方針としております。また、神鋼鋼線工業グループとして、新エネルギー分野、カーボンニュートラル関連分野及びインフラ整備・維持更新分野等の成長領域における市場開拓に注力しております。これらの取り組みの下、各事業において、製品供給体制の強化、高付加価値製品の販売拡大、メンテナンス・サービス領域の拡大等を推進しております。さらに、設備投資、人材投資及びDXの推進等を通じて生産性向上や業務効率化を図るとともに、サステナビリティ経営の実践を通じて社会課題の解決と企業価値向上の両立を目指しております。

神戸製鋼所は、本日時点で神鋼鋼線工業株式を2,569,522株（2026年3月31日時点の発行済株式総数5,912,999株から同日時点の神鋼鋼線工業が保有する自己株式数3,330株を控除した株式数に占める保有割合にして43.48%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、保有割合の計算において同じです。））保有しています。

神戸製鋼所は、鉄鋼業界を取り巻く事業環境について、国内のハイカーボン（高炭素鋼）・ばね分野の市場が縮小傾向にあり、中長期的な需要回復を期待しにくい状況にあることに加え、鉄鋼メーカー及び二次加工メーカー間において競合他社陣営による攻勢が加速するなど、従来の延長線上では十分な対応が厳しい局面にあると認識しています。一方で、神鋼鋼線工業は、これまでKOBELCOグループの線材条鋼事業における中核的

なパートナーとして、共同開発等を通じて製品競争力の向上に貢献してきました。神戸製鋼所としては、神鋼鋼線工業に対し、今後はKOBELCOグループにおける二次加工メーカーの中核として、これまで以上に重要な役割を担っていただくことを期待しています。具体的には、神戸製鋼所の素材・情報基盤と神鋼鋼線工業の加工・開発技術を組み合わせた新分野進出、神戸製鋼所の海外拠点や起用商社との連携による海外戦略の強化、及び他の二次加工メーカーとの連携強化を通じた業容拡大を進めていくことを想定しています。もっとも、神戸製鋼所は、神鋼鋼線工業が上場会社として一定の独立性を求められる現状においては、両社の連携には一定の制約が存在しているものと認識しています。神戸製鋼所は、こうした制約を解消し、両社が資本面でも完全に一体となることで、経営資源を最大限に相互活用し、迅速かつ機動的な意思決定のもとで上記の各施策を着実に実行していくことが、両社の持続的な成長及び企業価値向上に資する最善の選択であると判断し、2026年2月2日に神戸製鋼所から神鋼鋼線工業に対して本株式交換に係る意向表明（以下「本意向表明」といいます。）を行いました。

神鋼鋼線工業は、親会社で筆頭株主である神戸製鋼所からの本意向表明を受けて、本株式交換に係る具体的な検討を開始することといたしました。また、神鋼鋼線工業は、本株式交換に係る具体的な検討を開始するに際し、神戸製鋼所は、神鋼鋼線工業の発行済み株式の43.48%を保有する親会社であるところ、一般論としては、神鋼鋼線工業取締役会は、その構造上、本株式交換に係る意思決定に際して神戸製鋼所の影響を受ける可能性があり、また、神鋼鋼線工業取締役会がかかる影響を受ける可能性がある以上、本株式交換の是非を決定するに際して、神鋼鋼線工業取締役会と神鋼鋼線工業の一般株主との間の利益相反が生じる可能性があり、また、本株式交換においては、東京証券取引所の規則上、神鋼鋼線工業の意思決定に当たり、神戸製鋼所から独立性を有する者で構成される特別委員会から、本株式交換が「一般株主にとって公正なものであること」に関する意見を入手する必要があるため、神鋼鋼線工業として本株式交換について検討し、また、神鋼鋼線工業取締役会において、本株式交換の是非を審議及び決議するにあたって、本株式交換に係る神鋼鋼線工業の意思決定に慎重を期し、また、神鋼鋼線工業取締役会の意思決定過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、その公正性を担保するとともに、神鋼鋼線工業取締役会において本株式交換を行う旨の決定をすることが神鋼鋼線工業の一般株主にとって公正なものであるかどうかについての意見を取得することを目的として、神戸製鋼所からの独立性及び本株式交換の成否からの独立性を有する委員から構成される特別委員会（以下「本特別委員会」といいます。詳細については、下記「3. 本株式交換に係る割当ての内容の根拠等」の「(4) 公正性を担保するための措置（利益相反を回避するための措置を含む。）」の「③ 神鋼鋼線工業における独立性を有する特別委員会への諮問及び特別委員会からの答申書の取得」をご参照ください。）を本株式交換に係る諮問機関と位置づけ、併せて両社は外部専門家を起用する等の具体的な検討に向けた体制を整備いたしました。

本株式交換を通じて親子上場関係を解消することにより、神戸製鋼所と神鋼鋼線工業の一般株主の皆様との間に構造的に生じていた利益相反関係が完全に解消されます。これにより、従来であれば、神鋼鋼線工業の上場会社としての独立性やその一般株主の皆様利益保護等のコーポレート・ガバナンス上の観点から実現が困難であった、グループ全体の最適化を図るための施策を、より機動的に実施することが可能となり、両社がともにメリットを享受できるものと考えています。

両社は、本株式交換後の具体的な施策及びそれに基づき顕在化する主なシナジーとしては、以下のものを想定しています。

(i) 神戸製鋼所の素材・情報基盤と神鋼鋼線工業の加工・開発技術を組み合わせた新分野進出

神鋼鋼線工業は、ワイヤロープ・PC・ばね業界において、優れた塑性加工技術、表面処理技術、各種ワイヤ・ケーブルの活用技術を基盤に、高品質な線材二次製品を提供してきました。これに対し、神戸製鋼所は素材供給者としての知見や情報を有しており、本株式交換後は両社の技術・知見を従来以上に密接に組み合わせることで、既存分野の強化のみならず、老朽化した橋梁の更新を含む防災・減災対応の需要が拡大するエンジニアリング関連分野や、高い耐久性や機能性が求められる用途向けの高付加価値製品などの更なる成長分野への進出も可能になると考えております。

(ii) KOBELCOグループの海外拠点・商社ネットワーク活用による神鋼鋼線工業の海外戦略強化

両社は、神鋼鋼線工業の主要事業領域である特殊鋼線関連事業・鋼索関連事業について、市場規模の縮小や海外材の流入といった構造的課題があると認識しており、国内需要の逡減に対応するためには海外展開の強化

が重要であると考えています。本株式交換後は、神戸製鋼所の海外拠点や神戸製鋼所が起用する商社との連携を強化することで、神鋼鋼線工業の海外戦略を推進し、中長期的な収益基盤の安定化につながると考えています。

(iii) 神鋼鋼線工業を KOBELCO グループの二次加工メーカーの中核とすることによる業容拡大

神戸製鋼所は、本株式交換後の神鋼鋼線工業について、KOBELCO グループにおける二次加工メーカーの中核として、より重要な役割を担うことを期待しています。具体的には、他の二次加工メーカーとの連携強化を通じた商圏の拡大や国内外における事業機会の取り込みに加え、母材から最終製品まで一貫した事業運営とすることによる価格転嫁を含む収益管理の実効性向上、採算管理の高度化、サプライチェーンの最適化による収益力の向上、ひいては事業基盤の拡大が見込まれます。

加えて、上場会社として必要となる体制整備の対応やそのコスト負担が大きくなる中、本株式交換によって神鋼鋼線工業の非上場化を実現することにより、神鋼鋼線工業における上場維持に係る業務負担及びコストの削減にもつながるとともに、意思決定の迅速化が図られると考えています。

なお、本株式交換を通じて神鋼鋼線工業は上場廃止となるため、一般的に上場企業が享受できる、エクイティ・ファイナンスによる多様な資金調達手段の確保、社会的な信用力や知名度向上に伴う採用活動への好影響、適切なコンプライアンス・ガバナンス体制の維持などの利点は上場時と比して相対的に縮減する可能性があります。しかし、資金需要については神戸製鋼所が提供するグループキャッシュマネジメントシステムを活用した資金支援等、株式市場における資金調達を代替する手段が存在します。また、神鋼鋼線工業の知名度は、その業歴の長さ等から既に十分に高く、従業員や取引先の皆様を含めた多数のステークホルダーの皆様との信頼関係も構築できていること、非上場会社となった場合でも、東京証券取引所プライム市場に上場する神戸製鋼所の完全子会社として KOBELCO グループ内の連携をより一層強化することにより、KOBELCO グループの知名度の恩恵を引き続き享受できることから、人材採用等への悪影響は限定的であると考えられます。さらに、KOBELCO グループの基準を適用することで適切なコンプライアンス・ガバナンス体制も維持可能であると考えられることなど、上場廃止に伴う影響は最小限に抑えられるものと考えております。

また、両社は、完全子会社化の方法として本株式交換を選択することが望ましいと判断しました。これは、本株式交換の対価として、神戸製鋼所の普通株式（以下「神戸製鋼所株式」といいます。）が神鋼鋼線工業の一般株主の皆様へ交付されることにより、本株式交換後に期待されている各種施策の実行を通じて期待される効果や、かかる効果の発現による KOBELCO グループの事業発展や収益拡大、ひいては神戸製鋼所の株価上昇等のメリットを享受できる機会を神鋼鋼線工業の一般株主の皆様に対して提供できるためです。また、両社は、本株式交換の対価である神戸製鋼所株式は流動性が高く、市場で取引することで随時現金化することも可能であることから、神戸製鋼所株式を継続保有するか、売却して現金化するかを選択肢を神鋼鋼線工業の一般株主の皆様へ提供できるという観点からも、本株式交換は望ましいスキームであると考えています。

以上の点を踏まえて、両社において慎重に検討した結果、両社は本株式交換によって神鋼鋼線工業が神戸製鋼所の完全子会社になることが、両社の企業価値向上に資するものであるとの認識で一致したことから、本株式交換に係る割当比率を含む諸条件についての検討及び協議を経て合意に至り、本日、両社の取締役会において、それぞれ、神戸製鋼所が神鋼鋼線工業を完全子会社化することを目的として本株式交換を実施することを決議し、本株式交換契約を締結しました。

2. 本株式交換の要旨

(1) 本株式交換の日程

本株式交換契約承認時株主総会基準日（神鋼鋼線工業）	2026年3月31日
本株式交換契約締結の取締役会決議日（両社）	2026年5月11日（本日）
本株式交換契約締結日（両社）	2026年5月11日（本日）
本株式交換契約承認時株主総会決議日（神鋼鋼線工業）	2026年6月26日（予定）
最終売買日（神鋼鋼線工業）	2026年8月27日（予定）
上場廃止日（神鋼鋼線工業）	2026年8月28日（予定）

本株式交換の実施予定日（効力発生日）	2026年9月1日（予定）
--------------------	---------------

- (注1) 上記日程は、本株式交換の手續進行上の必要性その他の事由によって必要となる場合には、両社間で協議及び合意のうえ、変更されることがあります。上記日程に変更が生じた場合には、速やかに公表いたします。
- (注2) 神戸製鋼所においては、会社法第796条第2項の規定に基づき、株主総会の決議による承認を必要としない簡易株式交換の手續により、本株式交換を行う予定です。
- (注3) 本株式交換は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第10条第2項に基づく届出について法定の待機期間が経過し、かつ、公正取引委員会により排除措置命令等の本株式交換を妨げる措置又は手續がとられていないことを条件としております。

(2) 本株式交換の方式

本株式交換は、神戸製鋼所を株式交換完全親会社、神鋼鋼線工業を株式交換完全子会社とする株式交換です。本株式交換は、神戸製鋼所においては、会社法第796条第2項の規定に基づき、神戸製鋼所の株主総会の決議による承認を必要としない簡易株式交換の手續により、また神鋼鋼線工業においては、2026年6月26日開催予定の神鋼鋼線工業の定時株主総会の決議による本株式交換契約の承認を得たうえで、2026年9月1日を効力発生日として行う予定です。

(3) 本株式交換に係る割当ての内容

	神戸製鋼所 (株式交換完全親会社)	神鋼鋼線工業 (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る割当比率	1	0.94
本株式交換により交付する株式数	神戸製鋼所株式：3,139,738株（予定）	

(注1) 株式の割当比率

神鋼鋼線工業株式1株に対して、神戸製鋼所株式0.94株を割当交付します。ただし、基準時（以下に定義します。）において、神戸製鋼所が保有する神鋼鋼線工業株式については、本株式交換による株式の割当ては行いません。

なお、上記の本株式交換に係る割当比率（以下「本株式交換比率」といいます。）は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合、両社間で協議及び合意のうえ、変更することがあります。

(注2) 本株式交換により交付する神戸製鋼所株式の数等

神戸製鋼所は、本株式交換に際して、本株式交換により神戸製鋼所が神鋼鋼線工業の発行済株式（ただし、神戸製鋼所が保有する神鋼鋼線工業株式を除きます。）の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）における神鋼鋼線工業の株主の皆様（ただし、神戸製鋼所を除きます。）に対して、その保有する神鋼鋼線工業株式の株式数の合計に本株式交換比率を乗じた数の神戸製鋼所株式を割当交付する予定です。

また、神戸製鋼所が交付する株式は、新たに発行する株式にて充当する予定です。

なお、神鋼鋼線工業は、本株式交換の効力発生日の前日までに開催する神鋼鋼線工業の取締役会決議により、基準時の直前の時点において保有している自己株式（本株式交換に関してなされる、会社法第785条第1項に定める反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって神鋼鋼線工業が取得する自己株式を含みます。）の全てを、基準時の直前の時点をもって消却する予定です。

(注3) 単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、神戸製鋼所の単元未満株式（100株未満の株式）を保有することとなる神鋼鋼線工業の株主の皆様については、神戸製鋼所の定款及び株式取扱規則の定めるところにより、神戸製鋼所株式に関する以下の制度をご利用いただくことができます。なお、金融商品取引市場において単元未満株式を売却することはできません。

- ① 単元未満株式の買増し制度（100株への買増し）

会社法第 194 条第 1 項の規定及び神戸製鋼所の定款の規定に基づき、神戸製鋼所の単元未満株式を保有する株主の皆様が、その保有する単元未満株式の数と併せて 1 単元となる数の株式を神戸製鋼所から買い増すことができる制度です。

② 単元未満株式の買取請求制度（単元未満株式の売却）

会社法第 192 条第 1 項の規定に基づき、神戸製鋼所の単元未満株式を保有する株主の皆様が、その保有する単元未満株式を買い取ることを神戸製鋼所に対して請求することができる制度です。

(注 4) 1 株に満たない端数の取扱い

本株式交換に伴い、1 株に満たない端数の神戸製鋼所株式の交付を受けることとなる神鋼鋼線工業の株主の皆様においては、会社法第 234 条その他の関連法令の定めに従い、その端数の合計数（その合計数に 1 に満たない端数がある場合は切り捨てるものとします。）に相当する神戸製鋼所株式を売却し、かかる売却代金をその端数に応じて当該株主の皆様へ交付いたします。

(4) 本株式交換に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

神鋼鋼線工業は、新株予約権及び新株予約権付社債をいずれも発行していないため、該当事項はございません。

(5) 剰余金の配当等に関する取扱い

両社は、神戸製鋼所が、2026 年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、神戸製鋼所株式 1 株当たり 40 円を限度として剰余金の配当を行うことができること、及び、神鋼鋼線工業が、2026 年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、神鋼鋼線工業株式 1 株当たり 40 円を限度として剰余金の配当を行うことができること、並びに、これらを除いては、両社は、本日以降、本株式交換の効力発生日よりも前の日を基準日とする剰余金の配当の決議を行ってはならず、また、本株式交換の効力発生日の前日までの間のいずれかの日を取得日とする自己株式の取得（適用法令に従い株主の権利行使に応じて自己株式の取得をしなければならない場合を除きます。）の決議を行ってはならない旨を合意しております。

3. 本株式交換に係る割当ての内容の根拠等

(1) 割当ての内容の根拠及び理由

両社は、上記「2. 本株式交換の要旨」の「(3) 本株式交換に係る割当ての内容」に記載の本株式交換比率の算定にあたって公正性・妥当性を確保するため、それぞれ両社から独立した第三者算定機関及び各種アドバイザーを選定しました。神戸製鋼所はファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として野村証券株式会社（以下「野村証券」といいます。）を、リーガル・アドバイザーとして西村あさひ法律事務所・外国法共同事業（以下「西村あさひ」といいます。）を選定し、神鋼鋼線工業はファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として株式会社経営共創基盤（以下「経営共創基盤」といいます。）を、リーガル・アドバイザーとして TMI 総合法律事務所を選定し、本格的な検討を開始しました。

神戸製鋼所においては、下記「(4) 公正性を担保するための措置（利益相反を回避するための措置を含む。）」に記載のとおり、神戸製鋼所の第三者算定機関である野村証券から受領した株式交換比率算定書、リーガル・アドバイザーである西村あさひからの助言、神戸製鋼所が神鋼鋼線工業に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえ、慎重に協議・検討した結果、本株式交換比率は妥当であり、神戸製鋼所の株主の皆様への利益に資するとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断しました。

他方、神鋼鋼線工業においては、下記「(4) 公正性を担保するための措置（利益相反を回避するための措置を含む。）」に記載のとおり、神鋼鋼線工業の第三者算定機関である経営共創基盤から 2026 年 5 月 8 日付で受領した株式交換比率算定書、リーガル・アドバイザーである TMI 総合法律事務所からの助言、神鋼鋼線工業が神戸製鋼所に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果、本特別委員会からの指示、助言及

び2026年5月8日付で受領した答申書（詳細については、下記「(4) 公正性を担保するための措置（利益相反を回避するための措置を含む。）」の「③ 神鋼鋼線工業における独立性を有する特別委員会への諮問及び特別委員会からの答申書の取得」をご参照ください。）の内容等を踏まえ、慎重に協議・検討した結果、本株式交換比率は妥当であり、神鋼鋼線工業の株主の皆様の利益に資するとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断しました。

以上のとおり、両社は、それぞれの第三者算定機関から提出を受けた株式交換比率の算定結果を参考に、それぞれが相手方に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて慎重に検討し、両社の財務状況・資産状況・将来の見通し・本株式交換の実行により実現することが期待されるシナジー効果等の要因を総合的に勘案したうえで、交渉・協議を重ねてきました。その結果、両社は、本株式交換比率は妥当であり、それぞれの株主の皆様の利益に資するとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断しました。なお、本株式交換比率は、本株式交換契約に従い、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社間で協議し合意のうえ変更することがあります。

(2) 算定に関する事項

① 算定機関の名称及び両社との関係

神戸製鋼所の第三者算定機関である野村證券は、両社の関連当事者には該当せず、独立した算定機関であり、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。なお、野村證券の報酬には、本株式交換の成立等を条件に支払われる成功報酬が含まれていますが、神戸製鋼所は、同種の取引における一般的な実務慣行等も勘案すれば、本株式交換の成立等を条件に支払われる成功報酬が含まれていることをもって独立性が否定されるわけではないと判断しています。

神鋼鋼線工業の第三者算定機関である経営共創基盤は、両社の関連当事者には該当せず、独立した算定機関であり、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。なお、本株式交換に係る経営共創基盤の報酬は、本株式交換の成否にかかわらず支払われる固定報酬のみであり、本株式交換契約の締結、株主総会の開催や完全子会社化等の完了を条件に支払われる成功報酬は含まれておりません。

② 算定の概要

(i) 野村證券による算定

野村證券は、神戸製鋼所については、同社が東京証券取引所プライム市場に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価平均法（2026年5月8日を算定基準日として、東京証券取引所における算定基準日の終値、算定基準日までの直近5営業日、1ヶ月、3ヶ月及び6ヶ月の各期間の終値単純平均値を採用しています。）を採用して算定を行いました。

神鋼鋼線工業については、同社が東京証券取引所スタンダード市場に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価平均法（2026年5月8日を算定基準日として、東京証券取引所における算定基準日の終値、算定基準日までの直近5営業日、1ヶ月、3ヶ月及び6ヶ月の各期間の終値単純平均値を採用しています。）を、同社に比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似会社比較法による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、また、将来の事業活動の状況を評価に反映するため、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）を採用して算定を行いました。

各評価方法による神戸製鋼所株式の1株当たりの株式価値を1とした場合の株式交換比率の算定結果は以下のとおりです。

採用手法	株式交換比率の算定結果
市場株価平均法	0.69～0.79
類似会社比較法	0.18～0.35
DCF法	0.42～0.97

野村證券は、株式交換比率の算定に際して、公開情報及び野村證券に提供された一切の情報が正確かつ完全であることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性についての検証は行っておりま

せん。両社及びその関係会社の資産又は負債（金融派生商品、簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。神鋼鋼線工業の財務予測その他将来に関する情報については、神鋼鋼線工業の経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に検討又は作成されたことを前提としています。野村證券の算定は2026年5月8日までに野村證券が入手した情報及び経済条件を反映したものです。なお、野村證券の算定は、神戸製鋼所の取締役会が本株式交換比率を検討するための参考に資することを唯一の目的としております。

また、野村證券がDCF法による算定の根拠とした神鋼鋼線工業の財務予測について、対前年度比較において利益及びフリー・キャッシュ・フローの大幅な増減を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、2027年3月期において、前事業年度から翌期以降へずれ込んでいた受注案件の計上が当該事業年度において見込まれていること、並びに、海外輸出を含む成長領域の拡大により、営業利益及びフリー・キャッシュ・フローの増加が見込まれております。さらに、2031年3月期において前年度までの施策に関連する設備投資の平準化を主因として、フリー・キャッシュ・フローの増加が見込まれております。なお、当該財務予測は、本株式交換の実施を前提としていません。

(ii) 経営共創基盤による算定

経営共創基盤は、神戸製鋼所については、同社が東京証券取引所プライム市場に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価法を採用して算定を行いました。

神鋼鋼線工業については、同社が東京証券取引所スタンダード市場に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法を、また、将来の事業活動の状況を評価に反映するためDCF法を採用して算定を行いました。

各評価方法による神戸製鋼所株式の1株当たり株式価値を1とした場合の株式交換比率の算定結果は以下のとおりです。

採用手法	株式交換比率の算定結果
市場株価法	0.69～0.80
DCF法	0.57～1.35

市場株価法においては、神戸製鋼所については、2026年5月8日を算定基準日として、東京証券取引所プライム市場における、算定基準日の終値、算定基準日までの直近1ヶ月、3ヶ月及び6ヶ月の各期間の終値単純平均値（いずれも、当該期間において取引が行われなかった日を除きます。）を、神鋼鋼線工業については、2026年5月8日を算定基準日として、東京証券取引所スタンダード市場における算定基準日の終値、算定基準日までの直近1ヶ月、3ヶ月及び6ヶ月の各期間の終値単純平均値（いずれも、当該期間において取引が行われなかった日を除きます。）を用いて株式価値を算定しております。

DCF法においては、神鋼鋼線工業が作成した2027年3月期から2031年3月期までの事業計画（以下「本事業計画」といいます。）及び一般に公開された情報等の諸要素を前提として、神鋼鋼線工業が2027年3月期以降に生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割引くことで株式価値を算定しております。なお、割引率は加重平均資本コストとして、3.25%～4.25%を採用しております。また、継続価値の算定にあたっては、永久成長率法を採用し、外部環境等を総合的に勘案して永久成長率を-0.25%～0.25%としたうえで、継続価値を14,326百万円～22,553百万円と算定しております。

なお、経営共創基盤がDCF法による神鋼鋼線工業株式の株式価値の算定の基礎とした本事業計画は、本株式交換の検討にあたって神鋼鋼線工業が作成したものです。当該財務予測の前提とする事業環境としては、国内における需要構造の変化や、インフラ整備・維持更新分野における需要の拡大、及び海外市場における需要動向等を想定しており、直近実績を基礎としつつ、中期的な収益見通し及び投資計画の合理的な予測が可能な期間として5か年の計画期間を採用しており、本事業計画の作成にあたり、神戸製鋼所による関与はありません。

本事業計画に基づく財務予測は以下のとおりです。当該財務予測には、営業利益及びフリー・キャッ

シュ・フローの大幅な増減が見込まれている事業年度が含まれております。具体的には、2027年3月期において、前事業年度から翌期以降へずれ込んでいた受注案件の計上が当該事業年度において見込まれていること、並びに、海外輸出を含む成長領域の拡大により、営業利益が対前年度比較で+519百万円、フリー・キャッシュ・フローが対前年度比較で+438百万円となることが見込まれております。さらに、2031年3月期において前年度までの施策に関連する設備投資の平準化を主因として、フリー・キャッシュ・フローについて対前年度比較で+405百万円となることが見込まれております。

また、本株式交換の実行により実現することが期待されるシナジー効果については、現時点で収益に与える影響を具体的に見積もることが困難であるため、加味されておらず、本事業計画及び財務予測、経営共創基盤による算定に織り込まれておりません。

(単位：百万円)

	2027年 3月期	2028年 3月期	2029年 3月期	2030年 3月期	2031年 3月期
売上高	36,798	36,795	36,036	36,046	35,925
営業利益	1,172	1,379	1,023	1,117	1,125
EBITDA	2,268	2,501	2,178	2,267	2,298
フリー・ キャッ シュ・フ ロー	697	660	817	658	1,063

経営共創基盤の算定は、算定基準日までに経営共創基盤が入手した情報及び経済条件を反映したものです。本事業計画及び財務予測その他将来に関する情報については、神鋼鋼線工業の経営陣により現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。なお、経営共創基盤の算定は、神鋼鋼線工業の取締役会及び本特別委員会が本株式交換比率を検討するための参考に資することを唯一の目的としており、本株式交換における株式交換比率の公平性について意見を表明するものではありません。

経営共創基盤は、株式交換比率の算定に際して、公開情報及び神鋼鋼線工業から提供を受けた一切の情報が正確かつ完全であることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性についての検証は行っておりません。また、株式交換比率の算定に重大な影響を与える可能性がある事実で経営共創基盤に対して未公開の事実はないことを前提としております。両社及びその関係会社の資産又は負債（金融派生商品、簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定は行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。

(3) 上場廃止となる見込み及びその事由

本株式交換により、その効力発生日（2026年9月1日を予定）をもって、神鋼鋼線工業は神戸製鋼所の完全子会社となり、神鋼鋼線工業は東京証券取引所の上場廃止基準に従って、2026年8月28日で上場廃止（最終売買日は2026年8月27日）となる予定です。なお、現在の本株式交換の効力発生日が変更された場合には、上場廃止日も変更される予定です。

神鋼鋼線工業が上場廃止となった後も、本株式交換により神鋼鋼線工業の株主の皆様が割り当てられる神戸製鋼所株式は、東京証券取引所プライム市場に上場されており、本株式交換の効力発生日以降も金融商品取引市場での取引が可能であることから、本株式交換により神戸製鋼所株式の単元株式数である100株以上の神戸製鋼所株式の割当てを受ける神鋼鋼線工業の株主の皆様に対しては、引き続き株式の流動性を提供できるものと考えています。

他方、本株式交換により、神戸製鋼所株式の単元株式数である100株に満たない神戸製鋼所株式の割当てを受ける神鋼鋼線工業の株主の皆様については、そのような単元未満株式を金融商品取引所市場において売却することはできませんが、神戸製鋼所に対し、その保有する単元未満株式を買い取ることを請求するこ

とが可能です。また、その保有する単元未満株式の数と併せて1単元となる数の株式を神戸製鋼所から買い増すことも可能です。詳細については上記「2. 本株式交換の要旨」の「(3) 本株式交換に係る割当ての内容」の「(注3) 単元未満株式の取扱い」をご参照ください。また、本株式交換に伴い1株に満たない端数が生じた場合における端数の取扱いの詳細については、上記「2. 本株式交換の要旨」の「(3) 本株式交換に係る割当ての内容」の「(注4) 1株に満たない端数の取扱い」をご参照ください。

なお、神鋼鋼線工業の株主の皆様は、最終売買日である2026年8月27日(予定)までは、東京証券取引所スタンダード市場において、その保有する神鋼鋼線工業株式を従来どおり取引することができるほか、基準時まで会社法その他関係法令に定める適法な権利を行使することができます。

(4) 公正性を担保するための措置(利益相反を回避するための措置を含む。)

両社は、神戸製鋼所が既に神鋼鋼線工業株式2,569,522株(2026年3月31日現在の発行済株式数(5,912,999株)から神鋼鋼線工業の自己株式数(3,330株)を控除した株式数(5,909,669株)に占める割合にて43.48%)を保有し、神鋼鋼線工業が神戸製鋼所の連結子会社に該当すること、並びに神鋼鋼線工業において神戸製鋼所の従業員を兼務する取締役及び神戸製鋼所出身の取締役が存在することから、本株式交換に際しては、利益相反を回避して公正性を担保する必要があると判断し、以下のとおり公正性を担保するための措置(利益相反を回避するための措置を含みます。)を実施しております。

① 両社における独立した第三者算定機関からの算定書の取得

本株式交換に用いられる株式交換比率に関する意思決定にあたって公正性を期すため、神戸製鋼所は、両社から独立した第三者算定機関である野村証券を選定し、2026年5月8日付で、株式交換比率に関する算定書を取得し、また、神鋼鋼線工業は、両社から独立した第三者算定機関である経営共創基盤を選定し、2026年5月8日付で、株式交換比率に関する算定書を取得しました。

各算定書の概要は上記「(2) 算定に関する事項」をご参照ください。なお、両社は、いずれも各第三者算定機関から、本株式交換比率が神戸製鋼所又は神鋼鋼線工業の株主の皆様にとって財務的見地より公正である旨の意見書(フェアネス・オピニオン)は取得していません。

② 両社における独立した法律事務所からの助言

神戸製鋼所は、本株式交換に関するリーガル・アドバイザーとして、西村あさひを選任し、本株式交換の諸手続及び取締役会の意思決定の方法・過程等について法的な観点から助言を得ています。なお、西村あさひは、両社から独立しており、両社との間で重要な利害関係を有しません。

他方、神鋼鋼線工業は、本株式交換に関するリーガル・アドバイザーとして、TMI総合法律事務所を選任し、本株式交換の諸手続及び取締役会の意思決定の方法・過程等について法的な観点から助言を得ています。なお、TMI総合法律事務所は、両社から独立しており、両社との間で重要な利害関係を有しません。また、本特別委員会は、2026年2月12日開催の第1回特別委員会において、TMI総合法律事務所の独立性に問題がないことを確認したうえで、神鋼鋼線工業のリーガル・アドバイザーとして選任することを承認しています。

③ 神鋼鋼線工業における独立性を有する特別委員会への諮問及び特別委員会からの答申書の取得

(i) 諮問等の経緯

神鋼鋼線工業は、2026年2月2日、神戸製鋼所から本意向表明を受け、本株式交換に関する具体的な検討を開始するに際し、同社として本株式交換について検討し、また、神鋼鋼線工業取締役会において、本株式交換の是非を審議及び決議するにあたって、本株式交換に係る神鋼鋼線工業の意思決定に慎重を期し、また、神鋼鋼線工業取締役会の意思決定過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、その公正性を担保するとともに、同社取締役会において本株式交換を行う旨の決定をすることが神鋼鋼線工業の一般株主にとって公正なものであるかどうかについての意見を取得することを目的として、2026年2月6日開催の取締役会決議により、服部泰宏氏(神鋼鋼線工業社外取締役兼独立役員 神戸大学大学院教授)、平松亜矢子氏(神鋼鋼線工業社外取締役兼独立役員 弁護士)及び土居正明氏

(神鋼鋼線工業社外監査役兼独立役員 公認会計士)の3名により構成される本特別委員会を本株式交換に係る諮問機関と位置付け、本特別委員会に対し、(a)本株式交換の目的の合理性(本株式交換は神鋼鋼線工業の企業価値の向上に資するかを含む。)に関する事項、(b)本株式交換の取引条件の公正性(買収対価の水準、買収の方法、買収対価の種類その他の取引の条件が公正なものとなっているかを含む。)に関する事項、(c)本株式交換の手続の公正性(取引条件の公正さを担保するための手続が十分に講じられているかを含む。)に関する事項、(d)上記(a)乃至(c)その他の事項を踏まえ、本株式交換が一般株主にとって公正であるか否か(以下、総称して「本諮問事項」といいます。)について諮問し、これらの点についての答申書を神鋼鋼線工業取締役会に提出することを委嘱しました。上記決議にあたっては、神鋼鋼線工業の取締役8名のうち、神戸製鋼所の従業員を兼務しており本株式交換と利害関係を有すると考えられた生治理仁氏を除く神鋼鋼線工業の全ての取締役(7名)の全員一致により上記決議を行っております。

また、本特別委員会の委員の互選により本特別委員会の委員長として服部泰宏氏が選定されました。

なお、本特別委員会の各委員の報酬は、特別委員はいずれも神鋼鋼線工業の社外取締役及び社外監査役であり、その職責に委員としての職務も含まれると考えられることから、社外取締役及び社外監査役の報酬に含まれるものとされており、本株式交換の公表や成立等を条件とする成功報酬は含まれておりません。

(ii) 検討の経緯

本特別委員会は、2026年2月12日から2026年5月8日までに、合計13回にわたって開催したほか、情報収集を行い、必要に応じて随時協議等を行う等して、本諮問事項について慎重に検討を行いました。具体的には、本特別委員会は、神鋼鋼線工業が選任したリーガル・アドバイザーであるTMI総合法律事務所及びファイナンシャル・アドバイザー兼第三者算定機関である経営共創基盤について、いずれも独立性及び専門性に問題がないことを確認し、その選任を承認いたしました。そのうえで、両社から、本株式交換の目的、本株式交換に至る背景・経緯、本株式交換により創出されるシナジーの内容、本株式交換後の経営方針、従業員の取扱い等について説明を受け、質疑応答を行いました。また、神鋼鋼線工業からは、本事業計画の作成手続及び内容についても説明を受け、質疑応答を行いました。また、神鋼鋼線工業の第三者算定機関である経営共創基盤から、神鋼鋼線工業株式の株式価値の算定方法及び算定結果の説明を受け、質疑応答を行いました。さらに、神鋼鋼線工業のリーガル・アドバイザーであるTMI総合法律事務所から、本株式交換に係る神鋼鋼線工業の取締役会の意思決定の方法・過程等、本特別委員会の運用その他の本株式交換に係る手続面の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関して助言を受けております。本特別委員会は、両社の間における本株式交換に係る協議・交渉の経緯及び内容について適時に報告を受けたうえで、神戸製鋼所から株式交換比率についての最終的な提案を受けるまで複数回にわたり交渉の方針等について協議を行い、神鋼鋼線工業に意見するなどして、神戸製鋼所との交渉過程に実質的に関与しております。

本特別委員会は、かかる手続を経て、本諮問事項について慎重に協議及び検討を行い、本株式交換の実施を決定することが神鋼鋼線工業の一般株主にとって公正なものである旨の答申書を、2026年5月8日付で、委員全員の一致で、神鋼鋼線工業の取締役会に対して提出しております。当該答申書の内容については、別添の2026年5月8日付「答申書」をご参照ください。

④ 神鋼鋼線工業における利害関係を有しない取締役全員の承認及び監査役全員の異議がない旨の意見

本株式交換に関する議案を決議した本日開催の神鋼鋼線工業の取締役会においては、神鋼鋼線工業の取締役7名のうち、一身上の都合により欠席した服部泰宏氏を除く6名の取締役により審議のうえ、その全員の賛成により本株式交換の実施を決議しております。なお、服部泰宏氏は、一身上の都合により当該取締役会を欠席しましたが、同氏は本特別委員会全13回のうち12回に出席して議論に参加しており、かつ、当該取締役会に先立ち、同氏から上記決議を行うことに賛成する旨の意見を確認しています。また、生治理仁氏は2026年3月31日付けで神鋼鋼線工業の取締役を辞任しております。

なお、北山修二氏は2023年3月頃まで、森啓之氏は2021年3月頃まで、吉田裕彦氏は2012年3月頃

まで、渡部英樹氏は2021年4月頃まで、神戸製鋼所に在籍しておりましたが、いずれも神鋼鋼線工業への転籍から相当の期間が経過しており、本株式交換における神鋼鋼線工業の意思決定に関して利益相反のおそれはないものと判断したことから、神鋼鋼線工業取締役会の審議及び決議に参加しております。

また、上記の取締役会においては、神鋼鋼線工業の監査役4名全員が出席し、いずれも上記決議を行うことについて異議がない旨の意見を述べております。なお、西川幸広氏は2024年5月頃まで、田中和幸氏は2014年3月頃まで、神戸製鋼所に在籍しておりましたが、いずれも神鋼鋼線工業への転籍から相当の期間が経過しており、本株式交換における神鋼鋼線工業の意思決定に関して利益相反のおそれはないものと判断したことから、神鋼鋼線工業取締役会の審議に参加しております。

⑤ 神鋼鋼線工業における独立した検討体制の構築

神鋼鋼線工業は、神戸製鋼所から独立した立場で、本株式交換に係る検討、交渉及び判断を行う体制を神鋼鋼線工業の社内に構築いたしました。具体的には、神鋼鋼線工業は、2026年2月2日に、神戸製鋼所より意向表明書を受領して以降、本株式交換に関する検討（神鋼鋼線工業株式の価値算定の基礎となる本事業計画の作成を含みます。）並びに神戸製鋼所との協議及び交渉を行うプロジェクトチームを検討の上、設置し、そのメンバーは神戸製鋼所の役職員を兼職していない神鋼鋼線工業の役職員により構成されるものとし、また、神戸製鋼所の従業員を兼務しており本株式交換と利害関係を有すると考えられる神鋼鋼線工業の取締役であった生治理仁氏は、本株式交換に関する検討・協議・交渉には一切参加しないこととし、かかる取扱いを継続しておりましたが、2026年3月31日付で神鋼鋼線工業の取締役を辞任いたしました。なお、生治理仁氏は、神鋼鋼線工業の取締役を辞任した以降においても、神鋼鋼線工業の役職員でないため、本株式交換に関する検討・協議・交渉に関与しておりません。

これらの取扱いを含めて、神鋼鋼線工業の検討体制（本株式交換に係る検討、交渉及び判断に関する役職員の範囲及びその職務を含みます。）に独立性及び公正性の観点から問題がないことについては、TMI総合法律事務所の助言を踏まえて、本特別委員会の承認を得ております。

⑥ 他の買収者による買収提案の機会の確保（マーケット・チェック）

両社は、神鋼鋼線工業が神戸製鋼所以外の買収提案者（以下「対抗的買収提案者」といいます。）と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、対抗的買収提案者が神鋼鋼線工業との間で接触することを制限するような内容の合意を一切行っておりません。

また、本株式交換契約を承認するための神鋼鋼線工業の定時株主総会は、本株式交換契約の締結が公表されてから約1ヶ月超後である2026年6月26日に開催予定であり、他の企業買収の事例と比しても、対抗的買収提案者による買収提案の機会が十分に確保されています。

なお、神鋼鋼線工業は、積極的なマーケット・チェックまでは行っていませんが、本株式交換においては、上記のとおり間接的なマーケット・チェックは行われているものと認められるほか、神鋼鋼線工業の支配株主である神戸製鋼所による完全子会社化取引であり、積極的なマーケット・チェックを行ったとしても第三者から真摯な対抗提案がされることは考えにくいこと、及び上記①乃至⑤のとおり、他に十分な公正性担保措置が講じられていることを踏まえると、積極的なマーケット・チェックが行われていなくても、それのみにより本株式交換における手続の公正性が損なわれるものではありません。

4. 本株式交換の当事会社の概要（2026年3月31日現在）

	株式交換完全親会社	株式交換完全子会社
(1) 名称	株式会社神戸製鋼所	神鋼鋼線工業株式会社
(2) 所在地	兵庫県神戸市中央区脇浜海岸通二丁目2番4号	兵庫県尼崎市中浜町10番地1
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 勝川 四志彦	代表取締役社長 北山 修二
(4) 事業内容	鉄鋼・非鉄金属及びその合金の製造販売、鋳鉄品・鋳鍛鋼品及び非鉄合金の鋳鍛造品の製造販売、電気供給	鋼線・めっき鋼線及びワイヤロープの製造販売 鉄線・めっき鉄線・釘・鬼針金及び

	事業、産業機械器具・輸送用機械器具・電気機械器具及びその他の機械器具の製造販売、各種プラントのエンジニアリング及び建設工事の請負等		金網の製造販売 ステンレス鋼線・ステンレスワイヤロープ及び合金線の製造販売	
(5) 資本金	250,930 百万円		8,062 百万円	
(6) 設立年月日	1911年6月28日		1954年3月18日	
(7) 発行済株式数	396,345,963 株		5,912,999 株	
(8) 決算期	3月31日		3月31日	
(9) 従業員数	(連結) 38,614 名		(連結) 927 名	
(10) 主要取引先	自動車、電気機器、造船等の産業分野及び官公庁向け		土木・建築、建機、自動車、電機等の産業分野向け	
(11) 主要取引銀行	株式会社みずほ銀行 株式会社三菱UFJ銀行 株式会社日本政策投資銀行 株式会社三井住友銀行		株式会社みずほ銀行 株式会社三菱UFJ銀行 株式会社三井住友銀行	
(12) 大株主及び持株比率	日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	15.25%	神戸製鋼所	43.48%
	株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	4.12%	神鋼鋼線取引先持株会	4.64%
	野村信託銀行株式会社 (投信口)	2.70%	神鋼鋼線従業員持株会	3.32%
	JPモルガン証券株式会社	1.78%	株式会社みずほ銀行	2.56%
	STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103	1.55%	日本生命保険相互会社	1.95%
	STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	1.36%	神鋼商事株式会社	1.69%
	日本生命保険相互会社	1.28%	日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1.69%
	JP MORGAN CHASE BANK	1.25%	三井物産スチール株式会社	1.33%

	385781			
	神戸製鋼所従業員持株会	1.20%	みずほ信託銀行株式会社	1.33%
	株式会社シマブ ンコーポレー ション	1.12%	丸山 三千夫	1.27%

(13) 当事会社間の関係

資本関係	神戸製鋼所は、神鋼鋼線工業の発行済株式数（5,912,999株）から自己株式数（3,330株）を減じた株式数の43.48%に相当する2,569,522株の株式を保有しており、神鋼鋼線工業の財務及び事業の方針の決定を支配していることから、神鋼鋼線工業の親会社であります。
人的関係	神戸製鋼所の従業員1名が神鋼鋼線工業の取締役を兼務しておりましたが、2026年3月31日付けで神鋼鋼線工業の取締役を辞任しております。
取引関係	神鋼鋼線工業は、神鋼鋼線工業製品の主要原材料を商社経由で神戸製鋼所から購入しています。
関連当事者への 該当状況	神鋼鋼線工業は神戸製鋼所の連結子会社であり、神戸製鋼所と神鋼鋼線工業は相互に関連当事者に該当します。

(14) 最近3年間の経営成績及び財政状態

決算期	神戸製鋼所（連結）			神鋼鋼線工業（連結）		
	2024年 3月期	2025年 3月期	2026年 3月期	2024年 3月期	2025年 3月期	2026年 3月期
連結純資産	1,127,346	1,237,059	1,330,453	22,831	24,022	25,386
連結総資産	2,919,774	2,891,053	2,865,184	43,197	44,081	44,582
1株当たり連結純資産(円)	2,675.13	2,941.14	3,189.56	3,863.02	4,064.74	4,295.81
連結売上高	2,543,142	2,555,031	2,436,581	32,726	34,293	33,074
連結営業利益	186,628	158,721	129,883	1,023	1,167	653
連結経常利益	160,923	157,192	121,336	1,066	1,235	660
親会社株主に帰属する 当期純利益	109,552	120,180	93,717	906	1,034	1,120
1株当たり連結当期純利益 (円)	277.38	304.64	237.80	153.32	175.04	189.64
1株当たり配当金(円)	90.00	100.00	80.00	50.00	60.00	65.00

(単位：百万円。特記しているものを除く。)

5. 本株式交換後の状況

	株式交換完全親会社
(1) 名称	株式会社神戸製鋼所
(2) 所在地	兵庫県神戸市中央区脇浜海岸通二丁目2番4号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 勝川 四志彦
(4) 事業内容	鉄鋼・非鉄金属及びその合金の製造販売、鋳鉄品・鋳鍛鋼品及び非鉄合金の鋳鍛造品の製造販売、電気供給事業、産業機械器具・輸送用機械器具・電気機械器具及びその他の機械器具の製造販売、各種プラントのエンジニアリング及び建設工事の請負等
(5) 資本金	250,930百万円
(6) 決算期	3月31日
(7) 純資産	現時点では確定しておりません。

(8) 総資産	現時点では確定しておりません。
---------	-----------------

6. 会計処理の概要

本株式交換は、企業結合に関する会計基準における共通支配下の取引等に該当する見込みです。

7. 今後の見通し

神鋼鋼線工業は既に神戸製鋼所の連結子会社であるため、本株式交換が両社の業績に与える影響は現時点では軽微となる見通しですが、今後、業績予想修正の必要性又は公表すべき事項が生じた場合は、速やかに開示いたします。

8. MBO等に関する事項

(1) 一般株主にとって公正であることに関する特別委員会の意見

本株式交換は、神鋼鋼線工業にとって、筆頭株主であり親会社である神戸製鋼所との取引であることから、本株式交換には、有価証券上場規程第441条に規定される「MBO等に係る遵守事項」が適用されます。そのため、神鋼鋼線工業は、本特別委員会から、2026年5月8日付で、本株式交換の実施を決定することが神鋼鋼線工業の一般株主にとって公正なものである旨の意見を取得しています。詳細は、当該意見の内容が記載された添付資料（2026年5月8日付答申書）をご参照ください。

(2) 少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況

神戸製鋼所は、神鋼鋼線工業の筆頭株主であり親会社であるため、本株式交換は、神鋼鋼線工業にとって支配株主等との取引等に該当します。神鋼鋼線工業が、2025年8月25日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書においては「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」として、「当社は、一般株主の利益を保護するための体制として、特別委員会を設置しています。特別委員会は、親会社等の関連当事者取引に関する手続きの公正性・透明性・客観性を確保するため、関連当事者との取引の必要性・合理性、条件等の妥当性、公正性を検証し、取締役会へ諮問しています。」と示しております。この点、神鋼鋼線工業は、上記「3. 本株式交換に係る割当ての内容の根拠等」の「(4) 公正性を担保するための措置（利益相反を回避するための措置を含む。）」に記載のとおり、本株式交換において、その公正性を担保し、利益相反を回避するための措置として、本特別委員会より本株式交換の実施を決定することが神鋼鋼線工業の一般株主にとって公正なものである旨の答申書を取得しています。したがって、本株式交換は上記の神鋼鋼線工業の「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」に適合していると判断しております。

(3) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

上記「(2) 少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況」に記載のとおり、本株式交換は、神鋼鋼線工業にとって支配株主等との取引等に該当することから、神鋼鋼線工業は、公正性を担保し、利益相反を回避するための措置が必要であると判断し、その取締役会において本株式交換に関する諸条件について慎重に協議・検討し、さらに上記「3. 本株式交換に係る割当ての内容の根拠等」の「(4) 公正性を担保するための措置（利益相反を回避するための措置を含む。）」に記載の措置を講じることにより、公正性を担保し、利益相反を回避しております。

以上

(参考) 当期連結業績予想及び前期連結実績

神戸製鋼所（当期業績予想 2026年5月11日公表分）

(単位：百万円)

	連結売上高	連結営業利益	連結経常利益	親会社株主に帰属する当期純利益

当期業績予想 (2027年3月期)	2,560,000	150,000	120,000	100,000
前期実績 (2026年3月期)	2,436,581	129,883	121,336	93,717

神鋼鋼線工業

(単位：百万円)

	連結売上高	連結営業利益	連結経常利益	親会社株主に帰属する当期純利益
前期実績 (2026年3月期)	33,074	653	660	1,120

(注) 神鋼鋼線工業につきましては、2026年8月28日付で上場廃止となる予定のため、2027年3月期の業績予想は発表しておりません。

(参考) 2026年5月8日付「答申書」(別添)

神鋼鋼線工業株式会社 取締役会 御中

2026年5月8日

神鋼鋼線工業株式会社 特別委員会

委員長（社外取締役） 服部 泰宏

委員（社外取締役） 平松 亜矢子

委員（社外監査役） 土居 正明

答 申 書

第1 本特別委員会に対する諮問事項

神鋼鋼線工業株式会社（以下「**神鋼鋼線工業**」という。）が、株式会社神戸製鋼所（以下「**神戸製鋼所**」という。）から、神戸製鋼所を株式交換完全親会社、神鋼鋼線工業を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「**本株式交換**」という。）についての検討開始の申入れを受けたことに伴い、本特別委員会に対して諮問した事項（以下「**本諮問事項**」という。）は、以下のとおりである。

- ① 本株式交換の目的の合理性（本株式交換が神鋼鋼線工業の企業価値の向上に資するかを含む。）に関する事項
- ② 本株式交換の取引条件の公正性（買収対価の水準、買収の方法及び買収対価の種類その他の取引の条件が公正なものとなっているかを含む。）に関する事項
- ③ 本株式交換の手続の公正性（取引条件の公正さを担保するための手続が十分に講じられているかを含む。）に関する事項
- ④ 上記①乃至③その他の事項を踏まえ、本株式交換が一般株主にとって公正であるか否か

第2 本特別委員会の活動内容

本特別委員会は、本諮問事項に対する答申（以下「**本答申**」という。）を行うにあたり、以下の各行為を行った。

- 1 本株式交換に関して神戸製鋼所及び神鋼鋼線工業グループ（以下にて定義する。以下同じ。）から独立し専門性を有する、神鋼鋼線工業のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である株式会社経営共創基盤（以下「**経営共創基盤**」という。）及びリーガル・アドバイザーであるTMI 総合法律事務所について、神戸製鋼所及び神鋼鋼線工業グループの関連当事者には該当せず、本株式交換に関して重要な利害関係を有していないこと等から、それぞれを神鋼鋼線工業のファイナンシャル・アドバイザー、第三者算定機関及びリーガル・アドバイザーとして承認し、また、本特別委員会としても、本諮問事項の検討にあたって必要に応じて専門的な助言を受けた。
- 2 本株式交換に係る神鋼鋼線工業のプレスリリースのドラフト、経営共創基盤作成の株式交換比率算定書（以下「**本株式交換比率算定書**」という。）に関する資料、神戸製鋼所から受領した資料、神鋼鋼線工業から神戸製鋼所に送付した資料、TMI 総合法律事務所作成の公正性担保措置に関する資料、経済産業省が2019年6月28日に公表した「公正なM&Aの在り方に関する指針」（以下「**公正M&A指針**」という。）その他公表されている関連書類を含む特別委員会における検討のために合理的に必要又は適切と考えた書類等の検討
- 3 神鋼鋼線工業に対する、本株式交換の意義・目的、本株式交換が神鋼鋼線工業の事業に与える影響及び経営共創基盤による神鋼鋼線工業の株式価値算定の前提とした事業計画（以下「**本事業計画**」という。）の内容及び神戸製鋼所の提案内容等に関する事項についての質疑応答
- 4 TMI 総合法律事務所に対する、神戸製鋼所に対する法務・税務デュー・ディリジェンスの結果に関する事項についての質疑応答
- 5 経営共創基盤に対する、神戸製鋼所に対する財務デュー・ディリジェンスの結果に関する事項についての質疑応答

- 6 神戸製鋼所に対する、経営環境、事業内容、本株式交換の目的・背景・意義等、本株式交換のスキーム、本株式交換の手續の公正性、本株式交換の条件及び本株式交換後の神鋼鋼線工業の経営方針等に関する事項についての質疑応答
- 7 経営共創基盤に対する神鋼鋼線工業の株式価値算定に関する事項についての質疑応答
- 8 TMI 総合法律事務所に対する本株式交換の手續の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置の内容等に関する事項についての質疑応答
- 9 2026年2月12日から2026年5月8日まで合計13回の特別委員会の開催並びに同委員会及び期日間における質疑応答及び意見交換
- 10 その他本答申の実施に合理的に必要又は適当と考えた書類等の検討

第3 本特別委員会の意見

本特別委員会は、検討の結果として、特別委員全員の一致により、本諮問事項に関して以下の意見を答申する。

- ① 本株式交換は神鋼鋼線工業の企業価値向上に資すると認められる（すなわち本株式交換の目的は合理的であると認められる。）。
- ② 本株式交換の買収対価の水準、買収の方法及び買収対価の種類その他の取引の条件を含む本株式交換の取引条件は公正である。
- ③ 本株式交換においては取引条件の公正さを担保するための十分な公正性担保措置が講じられており、本株式交換の手續は公正である。
- ④ 上記①乃至③を踏まえ、本株式交換は神鋼鋼線工業の一般株主にとって公正である。

第4 意見の理由の概要及び検討内容について

1 本株式交換の目的の合理性（本株式交換が神鋼鋼線工業の企業価値の向上に資するかを含む。）に関する事項について

(1) 本株式交換の目的等

本特別委員会は、本株式交換の目的及び本株式交換により向上することが見込まれる神鋼鋼線工業の企業価値の具体的内容等について、神鋼鋼線工業及び神戸製鋼所（以下、神戸製鋼所と神鋼鋼線工業を総称して「両社」という。）に対して質疑を行い、両社から回答を得た。それらの内容をまとめると、概要は以下のとおりである。

- ・ 神鋼鋼線工業は、1954年3月に神戸製鋼所における線材二次製品事業の分離に伴い、同社尼崎工場を母体として神鋼鋼線鋼索株式会社が設立され、1971年4月に株式会社朝日製鋼所との合併に伴い、現在の神鋼鋼線工業株式会社へ商号変更をした。本日現在、神鋼鋼線工業グループは、神鋼鋼線工業、子会社8社及び関連会社1社で構成されている（以下、神鋼鋼線工業並びにその子会社及び関連会社を総称して「神鋼鋼線工業グループ」という。）。神鋼鋼線工業グループは、主として、①PC（プレストレストコンクリート）鋼線、ばね用鋼線、ステンレス鋼線等の製造・販売を行う「特殊鋼線関連事業」、②ワイヤロープ等の製造・販売を行う「鋼索関連事業」、③橋梁用ケーブル部材や架設・緊張用部材等の製造・販売を行う「エンジニアリング関連事業」の3つの事業セグメントを中心に事業活動を展開している。
- ・ 神鋼鋼線工業は、昨今、線材二次製品を取り巻く事業環境について、国内では少子高齢化や人口減少を背景とした中長期的な構造変化が進展していると認識している。主な需要先である公共事業分野においては、新設需要が減少する一方で維持更新需要が拡大しており、また、自動車関連分野においては、EV（電気自動車）化の進展に伴う部品構成の変化に加え、景気動向や地政学的リスクの影響等により需要の変動が生じていると認識している。さらに、海外メーカーによる鋼線・ワイヤロープ製品市場への低価格製品の投入等を背景として、当該事業を取り巻く競争環境にも変化が生じているものと認識している。
- ・ このような事業環境の下、社会インフラ関連分野においては、老朽化した橋梁等の更新を含む防災・減災対応需要の高まり等を背景として、公共事業分野向けPC鋼材やワイヤロープ、橋梁ケーブル関連製品を含むエンジニアリング関連事業全般において、持続的な事業拡大機会

が見込まれており、今後もインフラ整備及び維持更新領域を中心に、安定的な事業成長が期待されると考えている。

- ・ また、高い耐久性や機能性が求められる用途向けの高付加価値製品については、海外市場においても一定の需要が見込まれており、当該事業領域における海外展開の拡大は、神鋼鋼線工業グループにとって重要な成長機会の一つであると認識している。
- ・ このような事業認識を踏まえ、神鋼鋼線工業は、2024年度から2026年度を対象とする中期経営計画「Next Innovation 2026」（以下「**中期経営計画**」という。）を策定し、「環境変化に適応し、持続的に成長できる企業基盤の構築」を基本方針として掲げている。中期経営計画においては、収益力の向上及び投下資本効率の改善を図るとともに、安定的な収益基盤の確立と社会課題の解決に資する事業成長の両立を図ることとしている。具体的には、特殊鋼線関連事業及び鋼索関連事業において、原材料費及び人件費等の諸コストの上昇を踏まえた価格転嫁の推進や生産性向上等による収益改善に取り組むとともに、高付加価値製品の販売拡大や輸出案件の拡大等を通じて競争力の強化を図る方針としている。また、神鋼鋼線工業グループとして、新エネルギー分野、カーボンニュートラル関連分野及びインフラ整備・維持更新分野等の成長領域における市場開拓に注力している。これらの取り組みの下、各事業において、製品供給体制の強化、高付加価値製品の販売拡大、メンテナンス・サービス領域の拡大等を推進している。さらに、設備投資、人材投資及びDXの推進等を通じて生産性向上や業務効率化を図るとともに、サステナビリティ経営の実践を通じて社会課題の解決と企業価値向上の両立を目指している。
- ・ 神戸製鋼所は、鉄鋼業界を取り巻く事業環境について、国内のハイカーボン（高炭素鋼）・ばね分野の市場が縮小傾向にあり、中長期的な需要回復を期待しにくい状況にあることに加え、鉄鋼メーカー及び二次加工メーカー間において競合他社陣営による攻勢が加速するなど、従来の延長線上では十分な対応が厳しい局面にあると認識している。
- ・ 一方で、神鋼鋼線工業は、これまでKOBELCOグループ（神戸製鋼所を中核企業とした企業グループをいう。以下同じ。）の線材条鋼事業における中核的なパートナーとして、共同開発等を通じて製品競争力の向上に貢献してきた。神戸製鋼所としては、神鋼鋼線工業に対し、今後はKOBELCOグループにおける二次加工メーカーの中核として、これまで以上に重要な役割を担うことを期待している。具体的には、神戸製鋼所の素材・情報基盤と神鋼鋼線工業の加工・開発技術を組み合わせ

せた新分野進出、神戸製鋼所の海外拠点や起用商社との連携による海外戦略の強化、及び他の二次加工メーカーとの連携強化を通じた業容拡大を進めていくことを想定している。

- ・ もっとも、神戸製鋼所は、神鋼鋼線工業が上場会社として一定の独立性を求められる現状においては、両社の連携には一定の制約が存在しているものと認識している。神戸製鋼所は、こうした制約を解消し、両社が資本面でも完全に一体となることで、経営資源を最大限に相互活用し、迅速かつ機動的な意思決定のもとで上記の各施策を着実に実行していくことが、両社の持続的な成長及び企業価値向上に資する最善の選択であると判断した。
- ・ かかる状況の下、両社は、本株式交換を通じて親子上場関係を解消することにより、神戸製鋼所と神鋼鋼線工業の一般株主との間に構造的に生じていた利益相反関係が完全に解消され、これにより、従来であれば、神鋼鋼線工業の上場会社としての独立性やその一般株主の利益保護等のコーポレート・ガバナンス上の観点から実現が困難であった、グループ全体の最適化を図るための施策を、より機動的に実施することが可能となり、両社がともにメリットを享受できるものと考えている。
- ・ 両社は、本株式交換後の具体的な施策及びそれに基づき顕在化する主なシナジーとしては、以下のものを想定している。

a 神戸製鋼所の素材・情報基盤と神鋼鋼線工業の加工・開発技術を組み合わせた新分野進出

神鋼鋼線工業は、ワイヤロープ・PC・ばね業界において、優れた塑性加工技術、表面処理技術、各種ワイヤ・ケーブルの活用技術を基盤に、高品質な線材二次製品を提供してきた。これに対し、神戸製鋼所は素材供給者としての知見や情報を有しており、本株式交換後は両社の技術・知見を従来以上に密接に組み合わせることで、既存分野の強化のみならず、老朽化した橋梁の更新を含む防災・減災対応の需要が拡大するエンジニアリング関連分野や、高い耐久性や機能性が求められる用途向けの高付加価値製品などの更なる成長分野への進出も可能になると考えている。

b KOBELCO グループの海外拠点・商社ネットワーク活用による神鋼鋼線工業の海外戦略強化

両社は、神鋼鋼線工業の主要事業領域である特殊鋼線関連事業・鋼索関連事業について、市場規模の縮小や海外材の流入といった構造的課題があると認識しており、国内需要の逡減に対応するた

めには海外展開の強化が重要であると考えている。本株式交換後は、神戸製鋼所の海外拠点や神戸製鋼所が起用する商社との連携を強化することで、神鋼鋼線工業の海外戦略を推進し、中長期的な収益基盤の安定化につながると考えている。

c 神鋼鋼線工業を KOBELCO グループの二次加工メーカーの中核とすることによる業容拡大

神戸製鋼所は、本株式交換後の神鋼鋼線工業について、KOBELCO グループにおける二次加工メーカーの中核として、より重要な役割を担うことを期待している。具体的には、他の二次加工メーカーとの連携強化を通じた商圏の拡大や国内外における事業機会の取り込みに加え、母材から最終製品まで一貫した事業運営とすることによる価格転嫁を含む収益管理の実効性向上、採算管理の高度化、サプライチェーンの最適化による収益力の向上、ひいては事業基盤の拡大が見込まれる。

- ・ 加えて、上場会社として必要となる体制整備の対応やそのコスト負担が大きくなる中、本株式交換によって神鋼鋼線工業の非上場化を実現することにより、神鋼鋼線工業における上場維持に係る業務負担及びコストの削減にもつながるとともに、意思決定の迅速化が図られると考えている。
- ・ なお、本株式交換を通じて神鋼鋼線工業は上場廃止となるため、一般的に上場企業が享受できる、エクイティ・ファイナンスによる多様な資金調達手段の確保、社会的な信用力や知名度向上に伴う採用活動への好影響、適切なコンプライアンス・ガバナンス体制の維持などの利点は上場時と比して相対的に縮減する可能性がある。しかし、資金需要については神戸製鋼所が提供するグループキャッシュマネジメントシステムを活用した資金支援等、株式市場における資金調達を代替する手段が存在する。
- ・ また、神鋼鋼線工業の知名度は、その業歴の長さ等から既に十分に高く、従業員や取引先を含めた多数のステークホルダーとの信頼関係も構築できていること、非上場会社となった場合でも、東京証券取引所プライム市場に上場する神戸製鋼所の完全子会社として KOBELCO グループ内の連携をより一層強化することにより、KOBELCO グループの知名度の恩恵を引き続き享受できることから、人材採用等への悪影響は限定的であると考えられる。
- ・ さらに、KOBELCO グループの基準を適用することで適切なコンプライアンス・ガバナンス体制も維持可能であると考えられることなど、上

場廃止に伴う影響は最小限に抑えられるものと考えている。

(2) 検討

本特別委員会は、上記の神鋼鋼線工業を巡る経営環境その他の事項を踏まえた本株式交換の目的の具体的な内容の当否・合理性、本株式交換が神鋼鋼線工業の従業員や取引先等に与える影響、及びこれらを踏まえた神鋼鋼線工業の企業価値向上の可能性等について、詳細な検討を実施した。具体的には、本特別委員会は、現在の神鋼鋼線工業グループが置かれた経営環境の中、両社がいかなる企業価値向上の施策案を構想し、それがどの程度具体的で実践的か、それを実行に移すために本株式交換を実施する必要性はあるのか、本株式交換の実施が神鋼鋼線工業の事業上どのようなメリットをもたらし、他方でデメリットの有無、程度はどのように想定されるか等を含めて、総合的に検証を行った。

その結果、本特別委員会として、上記の両社が想定している本株式交換の意義及び目的には、特に不合理な点はなく、合理的な検討の結果と認められることから、本株式交換は神鋼鋼線工業の企業価値向上を目的として行われるものといえ、神鋼鋼線工業が想定している各施策を実現する必要があるとの神鋼鋼線工業の判断に特段不合理な点は認められないと判断するに至った。

(3) 小括

以上のような点を踏まえ、本特別委員会において、慎重に協議及び検討した結果、本株式交換は神鋼鋼線工業の企業価値向上に資すると認められる（すなわち本株式交換の目的は合理的であると認められる。）と判断するに至った。

2 本株式交換の取引条件の公正性（買収対価の水準、買収の方法及び買収対価の種類その他の取引の条件が公正なものとなっているかを含む。）に関する事項について

(1) 経営共創基盤による株式交換比率算定書

神鋼鋼線工業が、神戸製鋼所及び神鋼鋼線工業グループから独立した第三者算定機関である経営共創基盤から取得した本株式交換比率算定書によれば、神戸製鋼所の株式価値の算定にあたっては、同社が東京証券取引所プライム市場に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価法を採用しているとのことであり、神戸製鋼所株式の1株当たり株式価値

は、市場株価法によると1,921円から2,054円とされている。神鋼鋼線工業の株式価値の算定にあたっては、同社が東京証券取引所スタンダード市場に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価法を採用し、また、将来の事業活動の状況を評価に反映するため、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」という。）を採用しているとのことである。神鋼鋼線工業株式の1株当たり株式価値は、市場株価法によると1,427円から1,531円、DCF法によると1,180円から2,588円とされている。

以上を踏まえ、神戸製鋼所株式1株当たりの株式価値を1とした場合の評価レンジは、市場株価法によれば0.69～0.80、DCF法によれば0.57～1.35とされている。

本株式交換に係る割当比率（以下「**本株式交換比率**」という。）は、市場株価法による算定結果のレンジの上限を上回り、DCF法による算定結果のレンジの範囲内でありかつその中央値付近の比率である。

なお、本特別委員会は、本株式交換比率算定書内で用いられている各社の株式価値の算定方法等について、経営共創基盤から、評価手法の選択、割引率の算定根拠、非事業用資産の考え方等について説明を受けるとともに、質疑応答を行った。その結果、一般的な評価実務に照らして不合理な点は認められず、合理的なものであることを確認した。また、本特別委員会は、DCF法による算定の基礎となる本事業計画の作成方法・作成過程及び内容（フリー・キャッシュ・フローの大幅な増減を見込んでいる事業年度が含まれている理由、背景及び合理性を含む。）についても神鋼鋼線工業及び経営共創基盤から詳細な説明を受け、質疑応答を行った。その結果、本事業計画の作成方法・作成過程に恣意性を疑わせる点その他公正性を害するような事情は認められず、その内容についても神鋼鋼線工業の事業の実態及び将来の見通しを踏まえた合理的なものであることを確認し、本事業計画を承認している。

(2) 合理的なプレミアムの付与

本株式交換比率は、神戸製鋼所株式及び神鋼鋼線工業株式の2026年5月8日の東京証券取引所の終値（1,937円及び1,531円）に基づいて算出された交換比率に対して18.93%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、プレミアムの数値（%）において同様とする。）、過去1ヶ月間の終値の単純平均値（1,921円及び1,503円（小数点以下を四捨五入。以下、終値の単純平均値の計算において同様とする。））に基づいて算出された交換

比率に対して 20.20%、過去 3 ヶ月間の終値の単純平均値（2,038 円及び 1,479 円）に基づいて算出された交換比率に対して 29.54%、過去 6 ヶ月間の終値の単純平均値（2,054 円及び 1,427 円）に基づいて算出された交換比率に対して 35.32%のプレミアムをそれぞれ加えた比率に相当し、かかるプレミアムの水準は、経済産業省が公正 M&A 指針を公表した 2019 年 6 月 28 日以降、2026 年 5 月 8 日までの間に公表された日本国内における上場会社同士の株式交換案件のうち、親会社の発表前における対象会社の株式保有比率 40%以上の案件（ただし、公開会社が当事者となる現金対価及び三角株式交換を除く。）であり、各期間においてディスカウントではない既にクロージングされた案件におけるプレミアムの実例 28 件のプレミアム水準（公表日前営業日の終値に対するプレミアムの平均値（19.13%）、直近 1 ヶ月間の終値の単純平均値に対するプレミアムの平均値（18.37%）、直近 3 ヶ月間の終値の単純平均値に対するプレミアムの平均値（18.42%）、直近 6 ヶ月間の終値の単純平均値に対するプレミアムの平均値（18.40%））と比較して、遜色ないプレミアムが付されている。

(3) デュー・ディリジェンスの実施

本特別委員会は、本株式交換に際して実施された神鋼鋼線工業の神戸製鋼所に対するデュー・ディリジェンスの結果に関する資料を確認したが、本株式交換比率に重大な影響を及ぼすような事象は特に認められなかった。

(4) 公正な手続による価格の引上げ

下記 3「本株式交換の手続の公正性（取引条件の公正さを担保するための手続が十分に講じられているかを含む。）に関する事項」に記載のとおり、本株式交換に係る交渉過程には、本特別委員会が実質的に関与しており、その手続は公正であると認められるところ、本株式交換比率は、かかる本特別委員会が実質的に関与して行われた交渉の結果も踏まえて決定されたものであると認められる。

また、実際に、その交渉の結果として、4 回に亘り神戸製鋼所に本株式交換比率の算出の基礎となる神鋼鋼線工業株式の 1 株当たりの価格の引上げを行わせており、神鋼鋼線工業株式 1 株当たり 1,580 円とする神戸製鋼所の当初の提案より、合計で 220 円の価格引上げを引き出している（なお、神鋼鋼線工業は、上記のとおり、神戸製鋼所株式 1 株当たりの株式価値については市場株価法に基づく算定を参照していたため、神戸製鋼所との交渉は、主として神鋼鋼線工業株式の 1 株当たりの価格を対象として行

われた。)

(5) 本株式交換の買収方法及び対価の種類の公正性

本株式交換は、神鋼鋼線工業の株主に対して、神戸製鋼所株式を割当交付するものであるところ、株式交換という手法、かつ、対価を神戸製鋼所株式とすることにより、神鋼鋼線工業の株主は、神戸製鋼所の株主として、本株式交換後も、引き続き、KOBELCO グループの事業発展や収益拡大、ひいては神戸製鋼所の株価上昇等のメリットを享受することが可能である。

また、神戸製鋼所株式の保有を通じて間接的に神鋼鋼線工業の株式に対する投資を継続することができ、これによって、本株式交換による神鋼鋼線工業の企業価値の増加による恩恵を間接的に受けることも期待できる。

さらに、神戸製鋼所株式は東京証券取引所プライム市場に上場されており、流動性が高く、市場で取引することで随時現金化することも可能であることから、本株式交換の効力発生日以降も金融商品取引市場での取引が可能である。そのため、神鋼鋼線工業株式を基準時において107株以上保有し、本株式交換により神戸製鋼所株式の単元株式数である100株以上の神戸製鋼所株式の割当てを受ける神鋼鋼線工業の株主に対しては、引き続き株式の流動性を提供できる。加えて、神戸製鋼所株式の単元未満株式の割当てを受ける神鋼鋼線工業の株主についても、会社法及び神戸製鋼所の定款の定めに基づく単元未満株式の買増制度又は単元未満株式の買取制度を利用することができる。したがって、本株式交換後も、随時現金化の機会も確保できている。

以上の点を踏まえれば、本株式交換の実施方法や対価の種類として、神鋼鋼線工業の株主に対して、金銭ではなく、神戸製鋼所株式を交付することは公正であるといえる。

(6) 小括

以上のような点を踏まえ、本特別委員会において、慎重に協議及び検討した結果、買収対価の水準、買収の方法及び買収対価の種類を含む本株式交換の取引条件は公正であると判断するに至った。

3 本株式交換の手続の公正性（取引条件の公正さを担保するための手続が十分に講じられているかを含む。）に関する事項

(1) 特別委員会に対する諮問

神鋼鋼線工業は、本株式交換に係る神鋼鋼線工業の意思決定に慎重を期

し、また、神鋼鋼線工業取締役会の意思決定過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、その公正性を担保するとともに、同社取締役会において本株式交換を行う旨の決定をすることが神鋼鋼線工業の一般株主にとって公正なものであるかどうかについての意見を取得することを目的として、2026年2月2日、神戸製鋼所から本株式交換に係る意向表明書を受領した後、可及的速やかな時期である2026年2月6日に、服部泰宏（神鋼鋼線工業社外取締役兼独立役員 神戸大学大学院教授）、平松亜矢子（神鋼鋼線工業社外取締役兼独立役員 弁護士）及び土居正明（神鋼鋼線工業社外監査役兼独立役員 公認会計士）の3名から構成される神戸製鋼所及び本株式交換のいずれからも独立した本特別委員会を本株式交換に係る諮問機関と位置付け、本特別委員会に本諮問事項を諮問し、本諮問事項についての答申書を神鋼鋼線工業取締役会に提出することを委嘱した。

神鋼鋼線工業は、本特別委員会に対し、(i) 神鋼鋼線工業の費用負担の下、本株式交換に係る調査（本株式交換に係る神鋼鋼線工業の役員若しくは従業員又は本株式交換に係る神鋼鋼線工業のアドバイザーに対し、本諮問事項の検討に必要な事項について質問を行い、説明を求めることを含む。）を行うことができる権限、(ii) 神戸製鋼所との交渉を神鋼鋼線工業の社内者やアドバイザー等が行う場合でも、適時にその状況の報告を受け、重要な局面で意見を述べ、指示や要請を行うこと等により、取引条件に関する交渉過程に実質的に影響を与えることができる権限、(iii) 特に必要と認めるときは、神鋼鋼線工業の費用負担の下、本特別委員会独自の弁護士、算定機関、公認会計士その他のアドバイザーを選任することができる権限等を付与している。

また、神鋼鋼線工業は、本株式交換に関する決定を行うに際して、本特別委員会の意見を最大限尊重し、本特別委員会が本株式交換について一般株主にとって公正でないと判断した場合には、本株式交換を行う旨の意思決定を行わないこととしている。なお、本特別委員会の委員は、本諮問事項を諮問した当初から変更されていない。

さらに、本特別委員会の各委員の報酬は、特別委員はいずれも神鋼鋼線工業の社外取締役及び社外監査役であり、その職責に委員としての職務も含まれると考えられることから、社外取締役及び社外監査役の報酬に含まれるものとされており、本株式交換の公表や成立等を条件とする成功報酬は含まれていない。

(2) 神鋼鋼線工業による検討方法

神鋼鋼線工業が本株式交換について検討するにあたっては、神戸製鋼所及び神鋼鋼線工業グループから独立し、かつ、同種事案について実績もあり、専門性を有するファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である経営共創基盤及びリーガル・アドバイザーであるTMI総合法律事務所から助言・意見等を得ながら、神鋼鋼線工業の企業価値向上及び株主共同の利益の観点から、本株式交換比率をはじめとする本株式交換の取引条件の公正性及び本株式交換の一連の手続の公正性といった点について慎重に検討及び協議を行っている。

経営共創基盤の報酬は、本株式交換の成否にかかわらず支払われる固定報酬のみであり、本株式交換に関する株式交換契約の締結、株主総会の開催や完全子会社化等の完了を条件に支払われる成功報酬は含まれていない。

TMI総合法律事務所の報酬は、本株式交換の成否にかかわらず、稼働時間に時間単価を乗じて算出するものとされており、本株式交換の成立を条件とする成功報酬は含まれていない。

なお、本特別委員会は、経営共創基盤及びTMI総合法律事務所の独立性及び専門性に問題がないことを確認し、神鋼鋼線工業のファイナンシャル・アドバイザー、第三者算定機関及びリーガル・アドバイザーとして承認している。

(3) 独立した第三者算定機関からの算定書の取得

神鋼鋼線工業は、本株式交換に関する決定を行うに際して、神戸製鋼所及び神鋼鋼線工業グループから独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である経営共創基盤に対して、株式交換比率の算定を依頼し、2026年5月8日付で、本株式交換比率算定書を取得した。なお、経営共創基盤は、神戸製鋼所及び神鋼鋼線工業の関連当事者には該当せず、本株式交換に関して重要な利害関係を有していない。また、神鋼鋼線工業は、経営共創基盤から本株式交換比率が神鋼鋼線工業の株主にとって財務的見地より公正である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）は取得していない。

(4) 独立した法律事務所からの助言

神鋼鋼線工業は、本株式交換に関するリーガル・アドバイザーとして、TMI総合法律事務所を選任し、本株式交換において手続の公正性を確保するために講じるべき措置、本株式交換の諸手続及び取締役会の意思決定

の方法・過程等について法的な観点から助言を得ている。なお、TMI 総合法律事務所は、神戸製鋼所及び神鋼鋼線工業の関連当事者には該当せず、本株式交換に関して重要な利害関係を有していない。

(5) 神鋼鋼線工業による協議・交渉

神鋼鋼線工業は、本特別委員会から事前に助言を受けた交渉方針に従い、本株式交換比率について、一般株主の利益保護の観点からその公正性を確保するための実質的な協議・交渉を神戸製鋼所との間で複数回にわたって行っている。具体的には、神鋼鋼線工業は経営共創基盤を通じて、複数回にわたり本特別委員会での質疑応答及び意見交換の内容を尊重した上で、神戸製鋼所のファイナンシャル・アドバイザーである野村證券株式会社を介して株式交換比率に係る協議・交渉を実施した。神鋼鋼線工業が協議・交渉を行うにあたっては、株式交換比率の公正性についての考え方や神戸製鋼所に対する回答の仕方についても、同様に、本特別委員会での質疑応答及び意見交換の内容を尊重している。

また、本特別委員会は、神戸製鋼所との間で面談を実施し、同社が提案する本株式交換比率についての根拠及び理由を聴取するとともに、本特別委員会の意見を同社に対して伝達した。

そして、その交渉の結果として、本株式交換比率の算出の基礎となる神鋼鋼線工業株式の1株当たりの価格を1,800円とする決定に至るまでには、4回に亘り神戸製鋼所に提案価格の引上げを行わせており、神鋼鋼線工業株式の1株当たり1,580円とする神戸製鋼所の当初の提案より、合計で220円の価格引上げを引き出している（なお、神鋼鋼線工業は、上記のとおり、神戸製鋼所株式1株当たりの株式価値については市場株価法に基づく算定を参照していたため、神戸製鋼所との交渉は、主として神鋼鋼線工業株式の1株当たりの価格を対象として行われた。）。

(6) 神鋼鋼線工業における独立した検討体制の構築

神鋼鋼線工業は、神戸製鋼所から独立した立場で、本株式交換に係る検討、交渉及び判断を行う体制を神鋼鋼線工業の社内に構築した。具体的には、神鋼鋼線工業は、2026年2月2日に、神戸製鋼所より意向表明書を受領して以降、本株式交換に関する検討（神鋼鋼線工業株式の価値算定の基礎となる本事業計画の作成を含む。）並びに神戸製鋼所との協議及び交渉を行うプロジェクトチームを検討の上、設置し、そのメンバーは神戸製鋼所の役職員を兼職していない神鋼鋼線工業の役職員のみにより構成されるものとし、また、神戸製鋼所の従業員を兼務しており本株式交換と利害

関係を有すると考えられる神鋼鋼線工業の取締役であった生治理仁氏は本株式交換に関する検討・協議・交渉には一切参加しないこととし、かかる取扱いを継続していたが、同氏は2026年3月31日付で神鋼鋼線工業の取締役を辞任した。なお、生治理仁氏は、神鋼鋼線工業の取締役を辞任した後においても、神鋼鋼線工業の役職員でないため、本株式交換に関する検討・協議・交渉に関与していない。

(7) マジョリティ・オブ・マイノリティ条件

神戸製鋼所によれば、いわゆるマジョリティ・オブ・マイノリティ条件を本株式交換の成立の条件とはしていないとのことである。

もともと、公正 M&A 指針においても、支配株主による従属会社の買収のように買収者の保有する対象会社の株式の割合が高い場合における企業価値の向上に資する M&A に対する阻害効果の懸念等も指摘されていることを踏まえると、常にマジョリティ・オブ・マイノリティ条件を設定することが望ましいとまでいうことは困難であるとされている。本件において、マジョリティ・オブ・マイノリティ条件を設定すると、神戸製鋼所が直接所有する神鋼鋼線工業株式2,569,522株の所有割合¹が43.48%であることを踏まえると、本株式交換の成立を不安定なものとし、かえって本株式交換の実施を希望する一般株主の利益に資さない可能性があること、及び本株式交換においては、適切な公正性担保措置が実施されており、神鋼鋼線工業の一般株主の利益には十分な配慮がなされていると考えられることからすれば、マジョリティ・オブ・マイノリティ条件が設定されていないことのみをもって、適切な公正性担保措置が講じられていないと評価されるものではないと考えているとのことであり、この考え方は不合理ではない。

(8) 他の買収者による買収提案の機会の確保（マーケット・チェック）

両社は、神鋼鋼線工業が神戸製鋼所以外の買収提案者（以下「**対抗的買収提案者**」という。）と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、対抗的買収提案者が神鋼鋼線工業との間で接触することを制限するような内容の合意を一切行っていない。

また、本株式交換契約を承認するための神鋼鋼線工業の定時株主総会は、本株式交換契約の締結が公表されてから約1ヶ月超後である2026年

¹ 2026年3月31日時点の発行済株式総数5,912,999株から同日時点の神鋼鋼線工業が保有する自己株式数3,330株を控除した株式数に占める割合。なお、小数点以下第三位を四捨五入している。

6月26日に開催予定であり、他の企業買収の事例と比しても、対抗的買収提案者による買収提案の機会が十分に確保されている。

なお、神鋼鋼線工業は、積極的なマーケット・チェックまでは行っていないが、本株式交換においては、上記のとおり間接的なマーケット・チェックは行われているものと認められるほか、神鋼鋼線工業の支配株主である神戸製鋼所による完全子会社化取引であり、積極的なマーケット・チェックを行ったとしても第三者から真摯な対抗提案がされることは考えにくいこと、他に十分な公正性担保措置が講じられていることを踏まえると、積極的なマーケット・チェックが行われていなくても、それのみにより本株式交換における手続の公正性が損なわれるものではない。

(9) 適切な情報開示

本株式交換に至る経緯及び内容等は、神戸製鋼所及び神鋼鋼線工業が公表するプレスリリース等において、株主に対して十分な情報開示がなされることが予定されている。

なお、本株式交換については神鋼鋼線工業は株主総会決議による承認を経る必要があるところ、神鋼鋼線工業の一般株主は、当該株主総会において、自らの意思に沿って賛否を表明することが可能であり、強圧性の問題は生じない。

(10) 小括

以上のような点を踏まえ、本特別委員会において、慎重に協議及び検討した結果、本株式交換においては取引条件の公正さを担保するための手続が十分に講じられており、本株式交換に係る手続は公正であると判断するに至った。

4 上記を踏まえ、本株式交換が一般株主にとって公正であるか否か

上記1乃至3その他の事項を踏まえ慎重に検討した結果、上記1乃至3において検討した諸事項以外の点に関して、本特別委員会において、本株式交換が神鋼鋼線工業の一般株主にとって公正なものでないと考えられる事情は特段見当たらず、したがって、神鋼鋼線工業の取締役会が、本株式交換を行うことについての決定をすることを含め、本株式交換は神鋼鋼線工業の一般株主にとって公正であると判断するに至った。

以上